

議案第126号

大津市立母子生活支援施設条例の一部を改正する 条例の制定について

令和7年9月25日(木)

こども未来部 子育て支援給付課

1 改正条例の概要

1 改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年4月25日法律第29号)の公布により、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の一部が改正され、乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、「保育認定子ども」を規定する条項が変更された。このことに伴い、「大津市母子生活支援施設条例」(平成22年条例第37号)条例の一部を改正する。

2 改正内容

○第4条第1項第2号 子ども・子育て支援法から条例中で引用する条項表記の改正

3 新旧対照表

現行	改正後(案)
(保育事業の利用資格)	(保育事業の利用資格)
第4条 (略)	第4条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第30条第1項</u> に規定する保育認定子どもであって、法第24条第4項に規定する保育の利用ができていないものであること。	(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第29条第2項</u> に規定する保育認定子どもであって、法第24条第4項に規定する保育の利用ができていないものであること。
2 (略)	2 (略)

4 施行日 令和8年4月1日